

に聴く



判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 西脇明典

58



休日のアルバイト

1、いま、働き方改革の風が激しく吹いている。その中の議論の一つに「兼業・副業」（以下、「兼業等」）問題がある。従来、企業は、これを是とせず就業規則などで禁止してきた。これは、兼業等を許せば、会社で知つた秘密を他の会社で使うなど、企業の重要な内部情報を外部に流出することになりかねず、労働者において兼業等をすれば、十分な休息・睡眠をとれずに、本来の業務が

2、会社の許可なく、休日にアルバイトする社員がいる場合に、規定違反として、懲戒処分をすることができるか。

大阪経済法律学園事件（大阪地方裁判所 平成19年12月20日判決）は、就業規則に「教員及び職

籍が職務と関連せず、就業状況からしても勤務中に勉強していることもなく職務専念義務に反することもない、とされ、懲戒解雇は無効であると判断された。これは、会社の許可を得ないで兼業等の許可を得ないで兼業等をしたからといって、懲戒が直ちに認められないことを示している。すな



わち、兼業等許可違反といふことだけではなく、兼業等が会社業務の遂行にどのような支障をもたらしているか、健康管理の面から問題となることはないか、他の従業員に影響を及ぼしていないか、会社内部の秩序を乱していないか、他からの苦情などないか、など様々などから問題とされるのであって、懲戒とするには、それなりの調査と準備が必要になる。

4、昨今、兼業等を認めてもいいではないか、という論調が大きくなっている。政府の肝いりの面もある。しかし、企業は、独立した組織体として、その経営理念に基づいて、兼業等を許すかどうか、許す場合にもどのような条件を付けるか、報告を求めるのかなめてもいいのではないか、という論調が大きくなっている。政府の肝いりの面もある。しかし、企業は、独立した組織体として、その経営理念に基づいて、兼業等を許すかどうか、許す場合にもどのような条件を付けるか、報告を求めるのかなど検討すればよい。企業活動の自由の範囲にあるものの、ただ労働者の私生活、活動の自由の視点を忘れてはいけない問題でもあることを指摘しておきたい。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝